

一般廃棄物 収集運搬業 許可証

~~処 分 業~~

住所 北見市小泉761番地12

氏名 株式会社 エース・クリーン
代表取締役 中井 真太郎

北見市長 辻 直 孝



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・~~第6項~~）の許可を受けた者であることを証する。

- 1. 許可年月日 令和 6年 3月26日
- 2. 許可の期間 令和 6年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで
- 3. 事業の範囲 ごみ、流し汁汚泥、浄化槽汚泥、し尿、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器、家庭系一時多量ごみの収集運搬
- 4. 営業の区域 北見自治区
- 5. 許可の条件
 - ①ごみについては、事業系一般廃棄物とし、市が処理計画に定める特定区域については、概ね午前10時までには作業を終えること。
 - ②流し汁汚泥、浄化槽汚泥については、浸透枘又は浄化槽の洗浄を伴うものとする
 - ③し尿については、便槽の洗浄を伴うものとする。
 - ④家庭系一時多量ごみについては、引っ越し等に伴って発生する500%以上または100kg以上のごみとする。

*変更事項

変更年月日	変更事項	市長印
令和6年5月7日	車両の変更に係る届出受理	
令和7年2月20日	車両の変更に係る届出受理	